

## 令和7年度宮崎県公共職業訓練（委託訓練）事業に係る受託申請募集要領 （「介護福祉士養成科」以外の訓練コース）

離職者等を対象に実施する令和7年度宮崎県離職者等再就職訓練事業（介護福祉士養成科以外）の受託申請を募集します。

なお、本事業は「国との協議が整うこと」及び「令和7年度宮崎県の予算の成立」を前提に実施されるものであるため、選考結果に関わらず、契約できない場合があります。

### 1 業務の目的及び内容

- (1) 正社員就職を希望する非正規雇用労働者等の離職者等に対して、安定した雇用環境への転換を図るため、国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指す。
- (2) 民間教育訓練機関等を活用した公共職業訓練の実施内容は、別添1「令和7年度宮崎県公共職業訓練（委託訓練）事業 仕様書（「介護福祉士養成科」以外の訓練コース）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### 2 募集するコース

地区	訓練分野	訓練期間	定員	訓練期間
全県	社会福祉士養成科	1年	各10人	R7.4～R8.3
全県	精神保健福祉士養成科			
全県	調理師養成科			
全県	情報処理技術者養成科	2年	10人	R7.4～R9.3

### 3 受託資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有し、安定した事業運営が可能と認められること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当し宮崎県の入札参加資格停止措置を受けた者にあつては、その措置期間を経過した者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者にあつては、不正行為に係る処分を通知した日から5年以内の期間を定めて受託機会を与えないとして、厚生労働省から通知を受けた者で、当該期間を経過した者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

- (6) 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の重大な法令違反行為がなされた事実がないこと。
- (7) 宮崎県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (8) 安定した職業訓練の運営が可能と認められること。具体的には、過去2年間で企画する訓練科目に類似する職業訓練の受託実績または同様の事業を実施した実績があること。
- (9) 宮崎県内に指定を受けた社会福祉士、精神保健福祉士、調理師養成施設（1年課程）を有し、社会福祉士、精神保健福祉士、調理師養成に係る1年課程の教育訓練を実施できること（情報処理技術者養成科は除く）。
- (10) 職業訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することのないよう管理・運営を行うことができる機関であること。

#### 4 受託申請書の提出

別添仕様書で定める書類を、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限  
令和6年10月16日（水） 午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出場所  
〒880-8501  
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館3階  
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 人材育成担当
- (3) 提出方法  
上記(2)に持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留とし、「受託申請書等」在中の表記をすること。）
- (4) 留意事項
  - ・ 申請書の様式は必ず最新のもので、作成してください。
  - ・ 受託申請にかかる一切の費用は、申請者の負担とします。
  - ・ 提出された受託申請書は返却しません。
  - ・ 虚偽の記載をした受託申請書は無効とします。
  - ・ 受託資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に受託資格要件を満たさなくなった者が提出した申請書等は、無効とします。
  - ・ 提出された受託申請書の内容について、確認等のため、直接連絡をする場合や補足資料を求める場合があります。

#### 5 受託申請に関する質問について

本事業の申請等に関する質問は、別紙1の様式により下記8の問い合わせ先宛てにメール又はFAXで、令和6年10月9日（水）までに提出してください。

#### 6 委託先の決定

- (1) 決定方法  
仕様書に沿って提出された受託申請書について、下記審査基準に基づき審査を行い、委託先を決定します。
  - ・ 訓練環境（教室設備、福利厚生、運営状況等）
  - ・ 訓練内容（カリキュラム、訓練ニーズに沿ったものか等）
  - ・ 訓練実施体制及び就職支援体制
  - ・ 過去の委託訓練の実績又は類似する訓練の実績等（就職率等）

(2) 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に対して、文書にて通知します。

**7 契約について**

- (1) 審査の結果、受託候補者を決定したときは、宮崎県との協議の上、契約を締結します。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項第3号に該当する場合は免除します。

**8 問い合わせ先**

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 人材育成担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL：0985（26）7107

FAX：0985（32）3887

E-mail：[itaku-kunren@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:itaku-kunren@pref.miyazaki.lg.jp)